

愛知県立蒲郡東高等学校同窓会 会 則 (改正案)

第 1 章 総 則

(会 の 名 称)

第 1 条 本会は、愛知県立蒲郡東高等学校同窓会と称する。

(会 の 目 的)

第 2 条 本会は会員相互の親睦を図ると共に、在校生への支援および母校の発展に寄与することを目的とする。

(事 務 局 の 設 置)

第 3 条 本会は、事務局を愛知県立蒲郡東高等学校内に置く。

第 2 章 会 員

(会 員 の 範 囲)

第 4 条 本会の会員は、次の範囲とする。

i) 正 会 員

愛知県立蒲郡東高等学校を卒業した者、または、在学した者で理事会で承認を受けた者

ii) 特別会員

愛知県立蒲郡東高等学校の現教職員、または、教職員であった者

第 3 章 組 織

(会 の 役 員)

第 5 条 本会は、次の役員を置く。

- i) 会 長 . . . 1 名
- ii) 副会長 . . . 3 名以内
- iii) 書 記 . . . 若 干 名
- iv) 会 計 . . . 若 干 名
- v) 監 事 . . . 若 干 名

なお、会長・副会長・書記・会計は理事会により選出された候補者を総会の承認を得て決定し、監事は正会員中から会長が委嘱する。

(役 員 の 任 期)

第 6 条 本会の役員の任期は、同窓会総会により選出された日より、次回同窓会総会の日までとする。

役員が退任した場合、または、増員による新たな役員の任期は、前任者、または、在任役員の任期と同一とする。

なお、どの役員においても再任を妨げない。

(各 回 生 の 理 事)

第 7 条 卒業年度(回生)ごとに、各回生の理事を選出する。

また、各回生の理事の互選により、各回生の代表理事1名を決定する。

(役 員 会 の 設 置)

第 8 条 本会は、役員会を置く。

役員会は、会則第5条に規定された役員で構成される。

(庶 務 の 設 置)

第 9 条 本会は、卒業生であり、かつ現教職員を庶務とする。

また役員会で承認された者もこれに含む。

(顧 問 の 設 置)

第 10 条 本会は、顧問を置く。ただし、うち1名は現校長とする。

(委 員 会 の 設 置)

第 11 条 本会の運営にあたり、役員会の承認により、委員会を設置することができる。

なお、委員会の長は、役員でなければならない。また、委員会には一般会員の参加を認める。

委員会の長は、その委員会の検討事項をとりまとめて、役員会に報告しなければならない。

(会 の 代 表 者)

第 1 2 条 本会の代表者は、会長がその任に就き、会務を統括する。
ただし、会長がその任を遂行できないときは、副会長がその任に就くものとする。

(役 員 会 の 開 催)

第 1 3 条 役員会は、本会の代表者の招集により開催し、会務運営の企画立案および提案をする。
また、代表者が許可した者の参加も認める。

(理 事 会 の 開 催)

第 1 4 条 理事会は、本会の代表者の招集により開催し、次の諸項を行う。
i) 会務運営並びに企画の審議 ii) 役員候補者の選出

第 4 章 総 会

(総 会 の 開 催)

第 1 5 条 本会の定時総会は、毎年5月の第3日曜日に行うものとする。
ただし、やむを得ない事情により開催が困難と認められる場合は、総会の開催日を変更することができる。
また、役員が必要と認めた場合、臨時に総会（臨時総会）を招集することができる。
なお、総会の議長は原則第12条に規定する本会の代表者が行なう。

(総 会 の 決 議)

第 1 6 条 本会の定時総会では、以下の諸項を審議する。
i) 事業報告および会計報告 ii) 事業計画案および予算案
iii) 役員承認 iv) その他重要事項
なお、総会の決議は、総会出席者の過半数の賛成をもって、可決承認とする。ただし、会則の変更については、総会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(議 事 録 の 作 成)

第 1 7 条 本会の総会の議事内容は、その議事録を作成し、事務局にて保存する。

(議 事 録 の 閲 覧)

第 1 8 条 会員が同窓会総会等の議事録の閲覧を希望した場合は、議事録を開示しなければならない。

第 5 章 会 計

(会 計 年 度)

第 1 9 条 本会の会計年度は、毎年4月1日より開始し、翌年3月31日に終了する。

(会 計 報 告)

第 2 0 条 本会の会計報告は、定時総会の開催時に行うものとする。
ただし、本会役員または会員により要請のある場合は、その都度行うことができる。

(会 計 監 査)

第 2 1 条 監事は会計を監査する。

(会 費 お よ び 徴 収)

第 2 2 条 正会員は終身会費として、入会時に会費を納入する。
なお、会費の額は、毎年理事会で審議する。

第 6 章 附 則

(会 則 の 施 行)

第 2 3 条 本会則は、昭和46年2月27日よりこれを施行する。
本会則は、平成18年5月21日よりこれを施行する。
本会則は、平成21年5月17日よりこれを施行する。
本会則は、平成28年5月15日よりこれを施行する。
本会則は、平成29年5月21日よりこれを施行する。